最終更新日：2015年5月27日

TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　谷上　俊二
問合せ先：03-6730-8111
証券コード：4687
http://www.tdc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性追求や経営基盤の充実を通じて企業価値の向上を図るとともに、適時・適切な情報開示を行うなど経営の透明性の確保に努めております。また、社会的信頼の維持・向上に向けては、コーポレート・ガバナンスをより充実させることが必要であり、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

当社は、経営の重要な意思決定機関及び職務執行監督機能として取締役会を設置するとともに、業務監査及び会計監査の役割を担う機能として監査役制度を採用しております。また、内部監査部による内部監査を実施し、内部統制機能や相互牽制機能のさらなる強化を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社野崎事務所	766,000	12.20
TDC社員持株会	493,100	7.85
藤井　吉文	267,400	4.25
野崎　聡	251,300	4.00
株式会社インフォメーション・ディベロプメント	250,000	3.98
株式会社みずほ銀行	192,000	3.05
TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社	175,529	2.79
野崎　哲	142,300	2.26
アジア航測株式会社	100,000	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	92,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門とは定例の意見交換会を行うほか、内部統制システムの整備やリスクマネジメント等について必要な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
諏訪　勝之	他の会社の出身者													
秋山　一郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
諏訪　勝之	○	当社と取引関係のある三菱UFJ信託銀行株式会社の出身者でありますが、取引の規模、性質に照らして独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。	金融機関での業務経験により培われた財務・会計知識により、監査を行うにあたり適任であると考えております。諏訪氏は、経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しています。
秋山　一郎	○	右記のとおり、取引関係が独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	他の会社の取締役を務めるなど経営的見識に富んでおり、取締役の職務執行監査を行うにあたり適任であると考えております。秋山氏は、富士通株式会社ではソフトウェア事業本部第三開発部長、ミドルウェア事業本部第一ミドルウェア事業部長、同社関連会社である株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズでは取締役を務めました。当社の売上構成比は、富士通株式会社が約10%、株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズが僅少となっています。両社との売上構成比、同氏の各社での役職および同氏が両社を社外監査役選任時の1年前に退社していることから、経営陣に著しい影響を及ぼす可能性はないと考えています。これらのことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は平成10年からストックオプションの付与を実施し、毎年継続・実施する中で権利付与対象者や付与株数等の付与条件を見直すなどの対応をとってきましたが、平成18年以降は、会社法の施行やストックオプション会計制度の適用による影響等を考慮し、新たな権利付与は行っておりません。
取締役への報酬は、毎月定額で支払われる月次報酬と業績により変動する賞与によっております。賞与については、業績連動の仕組みによって取締役への支給賞与総原資を決定するガイドラインを設定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役それぞれについて報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、内部監査を担当とする内部監査部に所属する使用人がこれにあたります。また、必要に応じて前述部門以外に所属する使用人を補助すべき使用人に指名することもできます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役は、定款において10名以内と定めており、現在8名が就任しております。各取締役は、所管する担当業務の執行状況について定期的に取締役会へ報告し、迅速な意思決定と適切な相互牽制機能の両立を図っております。また、平成17年10月より執行役員制度を導入し、経営における監督と執行の分離、コーポレート・ガバナンスの充実化に向けて取り組んでおります。

当社は監査役制度を採用しており、現在3名の監査役（うち2名が社外監査役）が就任しております。監査役は、取締役会に出席する他、経営会議等の重要な会議へ出席し、逐次、会社の全般的な方針や重要な業務執行に関する事項の適法性・的確性等について必要な指摘や提言を行っております。また、定期的に監査役会を開催し、公正かつ客観的な立場から会社の経営活動全般を対象として、業務、会計両面にわたる監査活動を行うとともに、会計監査人並びに内部監査部と必要な情報交換、意見交換を適宜行うなど相互の連携を高めており、経営の監視体制を整えております。

内部監査につきましては、内部監査部が行っており、人員数は2名であります。内部監査部は、社長が承認する監査計画にしたがって内部管理体制を検証しております。監査計画、実施状況及び結果については監査役へも報告を行うこととしており、適切かつ実効性ある監査業務の遂行を図っております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社は、必要な経営情報を提供する等、適正な監査ができる環境を整備しております。

平成26年3月期の監査業務を執行した公認会計士等の内容は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	安藤武、中島達弥
所属する監査法人	有限責任監査法人トーマツ
会計監査業務に係る補助者	公認会計士、会計士補及びその他　計9名

なお、会社と監査法人、その業務執行社員及び補助者との間には利害関係はございません。

また、当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第１項の責任について、善意かつ重過失でないときは賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点で会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

公正かつ健全な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制拡充を図るため、監査役制度の充実・強化に努めております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、公正かつ客観的な立場から会社の経営活動全般を対象として、業務、会計両面にわたる監査活動を行うとともに、会計監査人並びに内部監査部と必要な情報交換、意見交換を適宜行うなど相互の連携を高めており、経営の監視体制を整えております。特に社外監査役は、経営陣と直接の利害関係がない独立した立場から取締役会に参加し、財務・会計に関する知見、経営的な見識を生かして職務執行の監視を行い、経営監視の実効性を高めております。このように外部的な視点からの経営監視機能を果たすことができるため、現状の体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では従来より、議決権行使の円滑化に向けた取組みの一環として、招集通知を法定期日前に発送するよう、招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年6月開催の株主総会から電磁的方法による議決権行使を実施しております。また、平成19年6月開催の株主総会より、携帯電話からの議決権行使も可能となっております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算と本決算についてアナリスト・機関投資家を招いての説明会を開催し、社長から当該期の業績や次期の見通し等について報告・説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージ、企業理念・行動指針、企業概要・地図、組織図、沿革、決算公告、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、財務レポート、業績推移、株式情報、株式事務の質問集等についてホームページで開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部 IR担当役員：取締役常務執行役員　岩田伸 IR事務連絡責任者：経営企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	公益通報者保護規定に基づいて公益通報者保護制度ガイドブックを定めており、ステークホルダーの立場を尊重することを周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	業界団体活動や学術団体での活動の他、地域住民との交流活動、災害や障害者等への募金活動などを通して企業の社会的責任（CSR活動）を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを通して積極的に情報提供していく方針です。 特に、当社のホームページへ掲載している情報の活用については「サイトポリシー」を明示するとともに、ISMS(Information Security Management System)や個人情報への取組みを「情報管理基本方針」や「プライバシーポリシー」として、また「環境方針」の基本方針を掲載しています。
その他	当社は、ホームページを通して積極的に情報提供するだけでなく、各ステークホルダーからの問合わせや苦情等に対してもお応えする体制を整えております。当社ホームページでは、「目的別ソリューションに関するお問合わせ」「事業分野別ソリューションに関するお問合わせ」「ソリューション製品・サービスに関するお問合わせ」の他、「その他一般に関するお問合わせ」の窓口を設け、必要な対応を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、適正な業務執行を行っていく基盤として当社及びグループ会社（以下、当社グループという）の企業理念及び行動指針を定め、自らの責務である内部統制システムの整備を行う。
当社グループの取締役、執行役員及びその他の使用人は、業務の適正を確保するための体制の整備に向けて本方針の実現に取り組む。

＜企業理念＞
わが社は、
最新の情報技術を提供し
お客様の繁栄に寄与するとともに
社員の生きがいを大切にし
社会と共に発展することを目指します。

＜行動指針＞
私たちの価値　Our　Value
お客様の視点で発想し、創造性を発揮します。Creativity
高い目標にむかって、果敢に挑戦します。Challenge
オープンに語り合い、夢と感動を共有します。Communication
技術力の向上を図り、自己実現を目指します。Capability
法令を遵守し、誠実かつ公正に行動します。Compliance

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。
（1）コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。
（2）当社グループ共通の倫理規程を定めるとともに、その徹底のため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。
（3）法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
（4）社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
（5）法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
（6）内部監査部門は、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について監査を実施し報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、文書管理規程その他社内規程に基づき情報の管理を行う。
取締役は、自らの意思決定及び関連するプロセスを以下に定める文書に記録しなければならない。
（1）株主総会議事録及び関連資料
（2）取締役会議事録及び関連資料
（3）その他、重要な会議の議事録及び関連資料
（4）取締役が決裁した文書及び関連資料
（5）その他、取締役の職務執行に関連する文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。当社は、その責任者の指揮のもと、リスクアセスメントを実施し、経営上重要なリスクに対して、予防措置及び事業継続計画を含むリスク管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。
（1）中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的に実施状況をモニタリングして、その結果を取締役会に報告する。
（2）取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
（3）会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
（4）ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
（5）職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。
（6）経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団の企業価値を最大化する観点から、適切な株主権の行使を行う。
また、以下の体制の構築を含めた企業集団の管理に関する規程を定め、企業集団の適正な管理を行う。

1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社は、社内規程に基づき、業務執行については定期的に当社に報告を、経営上重要な事項を決定する場合には当社と事前協議等を行う。

2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社グループ共通のリスク管理に関する基本方針を遵守するとともに、リスク管理責任者にあたる取締役を選任する。子会社は、その責任者の指揮のもと、経営上重要なリスクに対して、必要な措置を講じる。

3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項に取り組む。
（1）中期経営計画及び年度計画を策定し、定期的に実施状況をモニタリングして、その結果を取締役会に報告する。
（2）取締役及び執行役員による機動的な業務執行を図るため、権限体系及び意思決定ルールを整備する。
（3）会社組織の分掌事項及び各組織の権限や責任者の明確化を図り、内部牽制機能の確立を図るとともにコーポレート・ガバナンスの強化を実現する。
（4）ITを利用し、業務の合理化、迅速化及び財務報告の信頼性確保に努める。
（5）職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ有効に行われることを確保するため、業績管理制度、人事管理制度等の社内体制を整備する。
（6）経営上、重要な事項について多面的な検討を行うことを目的に、取締役及び執行役員が出席する会議を定期的に開催する。

4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、以下の事項に取り組む。
（1）コンプライアンスの重要性を全社に徹底するための基盤として、コンプライアンスに関する事項を含む当社グループ共通の行動指針を取締役、執行役員及びその他使用人に実践させる。
（2）当社グループ共通の倫理規程の徹底のため、取締役、執行役員及びその他使用人にコンプライアンス教育を実施させる。
（3）法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に親会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、親会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
（4）社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
（5）法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査部を監査役の職務を補助する部門とし、同部門に所属する使用人を監査役の職務を補助する使用人とする。なお、監査役は、必要に応じて同部門以外に所属する使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
内部監査部並びに指名された補助使用人は、監査役の職務を補助するに当たり、その指揮命令に基づいて業務にあたる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会は、補助使用人に関する任命、異動等の人事事項について、監査役会の同意を得る。

8. 監査役の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令に関し、取締役を含む補助使用人の上長等の指揮命令を受けないことを社内規定に明記し、徹底する。

9. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
監査役は、以下の報告の他、取締役会、経営会議、経営企画会議等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

1）取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告にするための体制
取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について、速やかに監査役に報告を行う。
（1）法令及び定款に違反する事項
（2）内部通報制度による通報
（3）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
また、情報管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、その他内部統制に関する事項を担当する取締役、執行役員及びその他使用人は、その業務執行の内容を定期的に監査役に報告する。

2）子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、執行役員及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、以下の事項について、速やかに当社の監査役に報告を行う。
（1）法令及び定款に違反する事項
（2）内部通報制度による通報
（3）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
公益通報者保護規程により、会社は通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱も行ってはならないこと、また、通報者に対して不利益取扱を行った者に対して処分を課すことができることを明記し、徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行にあたり必要な場合において、弁護士や会計監査人に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加入、総務部を窓口とした警察及び弁護士等の外部専門機関との連携など反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであります。現状、特別な防衛策は導入しておりませんが、当社は次の基本方針を支持するものが、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもの」であることが望ましいと考えております。

≪基本方針≫
法令及び社会規範の遵守を前提として次の事項を推進し、中長期的かつ総合的に企業価値の向上を目指す。
1）効率的な資産活用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元
2）経営の透明性の確保
3）顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築
なお、上記の基本方針に照らして不適切なものが当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や東京証券取引所その他の第三者等とも協議の上、次の要件を充足するための必要かつ妥当な措置を講じるものとします。
1）当該措置が上記の基本方針に沿うものであること
2）当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
3）当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主・投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進、その適正な評価に資することを目的とし、当社に関する重要な財務的・社会的な情報の公正かつ適時・適切な開示を行うと共に、ホームページ、各種印刷物をはじめとするさまざまな情報伝達手段を活用し、より多くの投資家の皆様にわかりやすい開示を行うよう努めております。
会社情報の開示やその取扱いについては、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び、社内規定「インサイダー取引防止規定」に従い、開示基準に該当する会社情報は、迅速、正確かつ公平に開示を行っております。また、開示基準に該当しない会社情報についても投資者の投資判断に影響を与えると思われる情報は、可能な限り迅速、公平に開示しております。
会社情報の適時開示及びその管理については経営企画部が担当しており、必要に応じて監査法人、顧問弁護士及び東京証券取引所等から客観的な意見やアドバイスを頂き、取締役会における報告ののち開示を行っております。ただし、緊急の場合には、情報取扱責任者の判断により開示を行うこととしております。
なお当社は、開示対象となる親会社等を有しておらず、また、取引先との関係においても資本及び人的等の面から独立した上場企業として存在しております。

